



内装整備費補助事業にかかる保育所整備

重点相談の実施について

◆◇重点相談期間◇◆

平成30年10月15日（月）～平成30年11月30日（金）

横浜市こども青少年局
子育て支援部こども施設整備課
〒231-0017
横浜市中区港町1-1
TEL：045-671-2398
FAX：045-663-1925



重点相談の実施について

1 重点相談期間とは

平成 32 年 4 月開所に向けた整備計画について、具体的な案件として把握し、整備にかかる準備等を円滑に進めていけるよう、相談を受け付けます。

なお、重点相談期間中にご相談いただくことで、今後実施予定の平成 32 年 4 月開所に向けた内装整備費補助事業一次募集における事前相談を省略できることとします。

2 重点相談期間中にご相談いただける整備案件

内装整備費補助事業の対象となる整備については以下のとおりです。

- | |
|--------------------------------|
| (1) 新設認可保育所・分園の整備（新築・既存ビルの改修等） |
| (2) 既存保育所の増床・増築・改修（※1） |

※1 20 人以上の認可定員増が図れる場合を対象とします。ただし、以下の点に留意してください。
・定員増とは、増床・増築・改修を行うことによって増える定員のことであり、申請日時点の定員外入所による人数は、定員増分に含まれません。（詳細はお問い合わせください）

3 重点相談期間

	重点相談
重点相談期間	平成 30 年 10 月 15 日 ~ 11 月 30 日
対象地域	「整備が必要な地域一覧」参照

4 相談方法

電話でご予約のうえ、「重点相談書」（HP に掲載）及び位置図・平面図等、計画概要がわかる書類をお持ちください。

なお、予め整備地域の保育ニーズ等についてお問い合わせいただいたうえで、「重点相談書」をご準備ください。

■ 重点整備地域・整備が必要な地域・各区の保育ニーズ に関すること

【担当窓口】 横浜市子ども青少年局 保育対策課

【電話番号】 045-671-4220

【メールアドレス】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】 吉田、中島

■ 重点相談の予約、施設設備基準・申請手続等 に関すること

【担当窓口】 横浜市子ども青少年局 子ども施設整備課

【電話番号】 045-671-2398

【メールアドレス】 kd-seibi@city.yokohama.jp

【担当者】 金澤、中尾、宗仲

5 対象法人

重点相談期間では、以下の全てに該当する法人を対象としています。

- (1) 整備物件を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。
(貸与物件の場合は、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第16条及び17条による)
- (2) 平成29年4月1日において、認可保育所、幼保連携型認定こども園(※1)、自治体認証保育所又は横浜保育室を良好な内容で運営していること。
※1 ただし、1歳児の受け入れを行っている施設であること。
又は、
平成27年4月1日から継続して、横浜市内で地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業(C型除く)を良好な内容で運営していること。
- (3) 社会福祉法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」(平成26年12月12日雇児発1212第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)の審査基準を満たすこと。
- (4) 新たに認可保育所を設置・運営するに当たって、必要な資力・信用があること。
- (5) その他、市長が不相当と認める事由を有していないこと。

木材の積極的な活用をお願いします

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。

内装整備費補助事業による保育所整備では、天井、壁、床などの内装に木材を活用する“木質化”に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/>

32 年 4 月に向けた 横浜市民間保育所 整備が必要な地域一覧

重点整備地域

区	対象エリア	区	対象エリア
鶴見	【鶴見駅周辺】 鶴見中央一～五丁目	港北	【日吉駅】 日吉一～四丁目、箕輪一～三丁目、 日吉本町一丁目 【綱島駅】 綱島東一～六丁目

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
鶴見	【鶴見駅西口】 豊岡町、寺谷一～二丁目 【西側区境部】 馬場一～二丁目、七丁目 【生麦駅（海側区境部）】 生麦一丁目、三丁目 【駒岡】 駒岡二～五丁目	神奈川	【片倉町駅（駅徒歩 10 分圏内）】 片倉一～五丁目、神大寺二～四丁目 【ポートサイド地区周辺】 栄町、大野町、金港町、青木町、台 町、神奈川一～二丁目、星野町、 橋本町一～二丁目、幸ヶ谷、山内町
西	【横浜駅・平沼橋】 南幸一～二丁目、高島一丁目 【戸部・桜木町】 戸部町、花咲町、戸部本町、中央一～ 二丁目	中	【桜木町駅】 桜木町 1～3 丁目、北仲通 5～6 丁 目
南	【黄金町駅・阪東橋駅（駅徒歩 10 分 圏内）】 前里町、白金町、高根町、真金町、永 楽町、白妙町 【井土ヶ谷駅（駅徒歩 5 分圏内）】 井土ヶ谷上町、井土ヶ谷中町、井土ヶ 谷下町	保土ヶ谷	【星川駅（駅徒歩 10 分圏内）】 川辺町、星川一～二丁目 【天王町駅・保土ヶ谷駅（駅徒歩 10 分圏内）】 天王町一～二丁目、宮田町一～三丁 目、西久保町、帷子町一～二丁目、 保土ヶ谷町一丁目、神戸町、岩間町 一～二丁目、月見台、霞台、岩井町、 瀬戸ヶ谷町

旭	<p>【鶴ヶ峰駅（駅徒歩 10 分圏内）】 鶴ヶ峰一～二丁目、白根一丁目、三～四丁目、鶴ヶ峰本町一～二丁目、今川町</p>	港北	<p>【日吉駅】 日吉五丁目 【日吉本町駅】 日吉本町二～五丁目 【綱島駅】 綱島西一～六丁目、綱島台、綱島上町 【樽町・大曽根】 樽町一～四丁目、大曽根一～三丁目、師岡町（環状二号線以北） 【大倉山駅（駅徒歩 10 分圏内）】 大倉山一～五丁目、大豆戸町、師岡町 【新横浜駅（駅徒歩 10 分圏内）】 篠原町、新横浜一～三丁目、大豆戸町</p>
緑	<p>【中山（駅徒歩 10 分圏内）】 中山一～四丁目、中山町、台村町 ※平成 30 年 10 月 22 日の住居表示実施後の表記方法で表記しています。</p>	青葉	<p>【あざみ野駅（駅徒歩 10 分圏内）】 あざみ野一～二丁目</p>
戸塚	<p>【戸塚駅（駅徒歩 10 分圏内）】 吉田町、戸塚町[① J R 線線路より東側 ② 国道 1 号（旧東海道）より西側（ただし、バスセンター前交差点から戸塚小学校入口交差点までの商業及び近隣商業地域を除く） ③ 戸塚小学校入口交差点より南側]、矢部町、上倉田町 【東戸塚駅】 品濃町（横浜新道より東側または東戸塚駅から徒歩 10 分以内）、川上町（横浜新道より東側または東戸塚駅から徒歩 10 分以内）、上品濃町（東戸塚駅から徒歩 10 分以内）、前田町、平戸町（環状 2 号線より西側）、名瀬町（横浜新道より東側）</p>		

※記載のないエリアについても、小規模保育事業等の募集は行うことがあります。

※定員構成については、敷地規模や地域の実情を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。

保育ニーズの高い 1 歳児枠を確保するため、0 歳児枠の設定を行わない場合があります。

横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について

現在、「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」に基づく車いす対応用エレベーターやオストメイト水栓器具等の設備基準を緩和していますが、平成32年4月1日以降に開所する整備案件についても継続して緩和対象とすることを予定しています。

1 こども青少年局との協議のみで緩和が可能な設備

対象設備	新築	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が1・2階のみの場合)	設置不要 ※1	
(2) オストメイト用水栓器具	簡易設備で可 ※2	
(3) 点字誘導ブロック	屋内のみ設置不要	
(4) 乳幼児用便所に設ける鏡	設置サイズの緩和	
(5) 乳幼児小便器前の空間の確保	空間の大きさの緩和	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者便房が必要です。ただし、建築局の許可により設置数を緩和することもできますので、ご相談ください。(2(2)参照)なお、駐車場(車いす使用者駐車施設)を設ける場合は、福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が必要ですが、建築局の許可により非設置とすることもできますので、ご相談ください。

※2 簡易設備についての詳細は、お問い合わせください。

2 建築局の許可が必要な設備

以下の設備を緩和する場合、案件ごとに横浜市(建築局)の許可が必要となります。

	新築	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が3階以上の場合)		(例外あり※3)
(2) 車いす使用者便房	設置数の緩和(1か所で可)	
(3) オストメイト用水栓器具	設置不要(代替え設備要)	
(4) 手すり(一段程度)	設置不要	

※3 乗用エレベーターが設置されているが、建物構造上の理由等により福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が困難である場合は、既存エレベーターで可とします。
なお、駐車場(車いす使用者駐車施設)を設ける場合は、福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が必要です。

上記1・2ともに代替措置等の計画書をご提出いただいたうえで、案件ごとに審査・確認を行います。

なお、上記2については、建築局の許可に時間を要するので、早めにご相談ください。